

# 食品安全委員会第16回会合議事録

1．日時 平成15年10月23日(木) 14:00～14:42

2．場所 委員会大会議室

3．議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取の取り扱いについて  
(厚生労働省からのヒアリング)

(2) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 中垣基準審査課長、南監視安全課長

(事務局)

梅津事務局長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

5．配布資料

資料1 10月20日付で接受した食品健康影響評価要請書

資料2 疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直しに係る食品健康影響評価について

資料3 「ナタマイシン」、「ナイシン」及び「亜酸化窒素」の3品目の食品衛生法第6条に基づく添加物の指定等及び「亜塩素酸ナトリウム」の同法第7条第1項に基づく使用基準の改正に係る食品健康影響評価について

資料4 食品安全モニターからの報告(15年9月分)について

資料5 配布資料の訂正について

寺田委員長 それでは「食品安全委員会」の第16回会合を開きます。

本日は、7名の委員全員御出席でございます。

それでは、本日の会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に「食品安全委員会（第16回会合）議事次第」というのがございますので、ごらんください。

まず、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は5点でございます。

資料1が、10月20日付けで接受した食品健康影響評価要請書。

資料2が「疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直しに係る食品健康影響評価について」です。

資料3が「『ナタマイシン』、『ナイシン』及び『亜酸化窒素』の3品目の食品衛生法第6条に基づく添加物の指定等及び『亜塩素酸ナトリウム』の同法第7条第1項に基づく使用基準の改正に係る食品健康影響評価について（10月20日付で食品健康評価を依頼した事項）」でございます。

資料4が「食品安全モニターからの報告（15年9月分）について」でございます。

資料5が「配布資料の訂正について」でございます。

お手元に資料はございますね。

なお、本日は、厚生労働省から説明をしてくださるために、南監視安全課長及び中垣基準審査課長、更に必要に応じてお答えしていただくために、外口参事官に来ていただいております。どうもありがとうございます。

それでは、まず、議題の1に入らせていただきます。

食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について、10月17日付けで10月20日に受け取りました、疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直しについて、併せて10月20日付けで同一に受け取りました「ナタマイシン」「ナイシン」「亜酸化窒素」の添加物としての指定並びに使用基準及び成分規格の設定、添加物「亜塩素酸ナトリウム」の使用基準の改正について、資料1にありますように、厚生労働大臣より、食品健康影響評価の要請が来ております。

これらにつきましては、今後、この委員会の専門調査会で検討されることとなりますが、厚生労働省の御説明を聞きたいと思っております。

まず、資料2の疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直しに関しまして、厚生労働省食品安全部、南監視安全課長より、よろしくをお願いいたします。

南監視安全課長 それでは御説明をいたします。

疾病に罹患したと、ちょっとくどくなりましたが、病気にかかった家畜の肉等の廃棄基準の見直しに係る食品健康影響評価についてでございます。

食肉を目的としまして、と畜場で処理解体されます家畜、これは今5つございまして、ウシ、ブタ、ウマ、ヤギ、ヒツジということでございます。この家畜と、それから家禽、これはニワトリ、アヒル、シチメンチョウということになっています。これは食鳥処理場というところで処理をされるわけですが、これにつきましては、と畜場法、それから食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づきまして、1頭ごと、または1羽ごとに疾病を持っているかどうかの検査をいたしまして、その疾病を有するものについては、全部あるいは肉の一部を廃棄するというようにしております。

先般、と畜場法、それから食鳥検査法が改正されました。その際に、生産段階において、やはり疾病規制をしております家畜伝染病予防法がございまして、これと病気をそろえようということで、家畜伝染病予防法で書かれております疾病をと畜場法、それから食鳥検査法に全部取り込んだわけでございます。

その際に、それまで少しずれがありましたので、それを今回整備したということでございまして、新たに50の疾病について廃棄の基準を設ける必要が出てきたということでございます。

それと同時に、これまで定められております疾病について全部廃棄するのか、あるいは一部廃棄するのかということにつきましても、最新の知見を基に、その廃棄基準の見直しをしていただきたいということでございます。

見直しをしていただいた結果を受けまして、厚生労働省の方で廃棄基準の見直しについて検討したいというふうに考えておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

寺田委員長 ありがとうございます。ただいまの御説明に関しまして、何か質問はございますか。

どうぞ。

寺尾委員 質問ではないんですけども、これは随分たくさん疾病があるんですけども、専門調査会でまず議論することになりますね。

南監視安全課長 はい。

寺尾委員 そうすると、どこの調査会になりますか、いろいろ分かれるんですかね。ウイルスとか、細菌とか。

村上評価課長 恐らく、そういうことになるだろうと思います。

寺田委員長 ほかにはございますか。

どうもありがとうございました。それでは、こちらで検討させていただきます。

それでは、次に資料3の食品添加物に関しまして、厚生労働省食品安全部、中垣基準審査課長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

中垣基準審査課長 厚生労働省の中垣でございます。資料3に基づきまして御説明申し上げます。

ナタマイシン、ナイシン及び亜酸化窒素、この3品目でございますが、この3品目につきましては、添加物としての指定、更にはこの量までは使っていいという使用基準、また、どういう不純物でございますとか、定量法でございますとか、そういうものを定めました成分規格、この3つについて定めたいというふうに考えておりまして、その健康影響評価をお願いするものでございます。

更に、亜塩素酸ナトリウムにつきましては、どういう品目に使っていいという使用基準が既に設定されておりますが、この改正について評価をお願いするものでございます。

経緯でございますけれども、前回、ポリソルベートの食品健康影響評価をお願いした際にも御説明申し上げましたとおり、昨年の夏、私どもといたしましては、2つの条件、①と②と書いておりますが、具体的に申し上げますと、J E C F Aという国際的な添加物の専門家会議で安全であるというような評価が下されているもの。

②でございますが、アメリカでもEUでも売られているもの。

この2つの条件を満足するものにつきましては、国が主体的に個別品目ごとに資料等を収集し、指定に向けた検討を行うというような方針を取っておるところでございます。

それに該当するのが、添加物としては46品目及び香料があるわけでございますけれども、このうち、ポリソルベートについては先にお願いたしましたが、その2回目といたしまして、ナタマイシン、ナイシン、亜酸化窒素、この3品目について御審議をお願いするものでございます。

この3品目は、関係企業等から要請され、資料も提出されたものでございます。

更に、亜塩素酸ナトリウムにつきましては、使用基準改正を考えているわけでございますけれども、具体的に申し上げますと、使っていい食品の範囲にカズノコを追加しようとするものでございます。

各品目について簡単に御説明申し上げますが、まず最初のナタマイシン、ピマリシンとも呼ばれておりますけれども、マクロライド系の抗生物質でございます。カビ(真菌)に有効であるというものでございます。

食品分野では、チーズなどの表面にできますカビを防ぐということから、保存料として

アメリカ、ヨーロッパを中心に広く使われているというようなものでございます。

(2)のナイシンでございますが、ナイシンは34個のアミノ酸からなるペプチドでございます。パチルス、クロストリジウムといったグラム陽性細菌に有効な抗生物質でございます。チーズとかの保存料として米国、ヨーロッパほか、広く使われているところであります。

(3)が亜酸化窒素でございます。亜酸化窒素は、食品ではアメリカ、ヨーロッパのほか、諸外国で缶入りのホイップクリームの噴射剤、すなわちふわっとした形でホイップクリームを仕上げるために使われているものでございます。

勿論、この亜酸化窒素というのは、医療の分野では麻酔剤として、あるいは工業的にはエアロゾル容器の噴射剤として使われているところでございます。

亜酸化窒素につきましては、本年7月の食品安全基本法の施行の前に、薬事・食品衛生審議会の調査会において数回の議論をして、その議論の結果を踏まえて再度資料を整備し、本日の食品安全委員会への評価の依頼に至っております。

(4)が亜塩素酸ナトリウムでございます。亜塩素酸ナトリウムは、塩素系の殺菌漂白剤と言われるものの1つでございますが、我が国では、昭和38年7月から食品添加物として使われているものでございます。

具体的には、菓子に用いるかんきつ類の果皮でございますとか、サクランボなどへの使用が認められているところでございますが、今回、この亜塩素酸ナトリウムについて「カズノコ」を対象食品に追加してほしいという要請があったところでございます。

本日、健康影響評価をお願いしておるわけでございますが、この結果を基に、私ども薬事食品衛生審議会において、指定をするかどうか、使用基準をどう定めるか、成分規格をどう定めるかというような審議を後日お願いするということを考えておるところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか委員の先生で御質問はございますか。

この件もこちらの専門調査会で検討することになりますが、何かここで質問とか、コメントがございましたら、この段階でいただければと思います。

これは、直接安全性とは余り関係ないんですけども、(3)のホイップクリーム等という「ホイップクリーム」というのは何ですか。

坂本委員 ショートケーキの上に乗っているものです。

寺田委員長 どうも失礼しました。わかりました。どなたか御質問はありますか、どうぞ。

見上委員 1つお伺いしたいんですけども、カズノコ用に亜塩素酸ナトリウムを使用するということですが、現在、日本のカズノコはどんなものを使っているんですか、御存じですか。

中垣基準審査課長 同じような目的では、現在、過酸化水素が使われていると思います。この亜塩素酸ナトリウムというのは、刺激臭が少ないとか、あるいは有機物と反応しにくいというような特徴があると聞いておりまして、そのためにこちらの方を使いたいというようなことがございまして、北海道水産物加工協同組合連合会から要請があったところでございます。

寺田委員長 どうもありがとうございます。どうぞ。

本間委員 これに関して、国が申請するという立場ですが、これはこれで構わないんですけども、国がそういうふうにとめて申請するという対象の、これは案件が違うかもしれないませんが、選別みたいなものは何か基準があるんでございましょうか。

中垣基準審査課長 いわゆる国際的に広く使われておる、具体的に申し上げますと、アメリカでもヨーロッパでも使われているようなものをどうするかということで、昨年夏、省内あるいは薬事・食品衛生審議会でも御議論いただいたところでございます。

その結果として出てきております2つの条件が資料3の「1. 経緯」のところにございます①、②という2つの条件でございます。すなわち、国際的な専門家会議でも安全だと言われているもの。更には、②でございまして、アメリカでもヨーロッパでも使われておると、この2つの条件を満足するものについては、国が主体的に指定に向けた行動を取っていかうということで、審議会でも御了解いただいたところでございます。

本間委員 そうすると、ほとんどのものが作業を終えたということでしょうか、それとも続々とというか、まだあり得ると。

中垣基準審査課長 昨年の夏にこういった方針をつくりまして、これに基づきまして、財団法人にもお願いをし、資料の収集、あるいは有識者に参加していただいて、財団法人としての評価もお願いをしておるところでございまして、その第1段階が、前回お願いをした4品目のポリソルベート類、第2段階が、3品目の今回のナタマイシン等々でございまして、そういう意味から申し上げますと、前回4品目、今回3品目でございまして、まだまだ緒に就いたばかりというところをございまして、続々お願いをするというのは恐縮でございまして、資料がまとまったものから順次食品安全委員会にお願いしたいという

ふうと考えております。

本間委員 了解いたしました。

寺田委員長 どうぞ。

小泉委員 亜酸化窒素の件なのですが、これは以前、食品とは関係ないんですが、シンナーからエスカレーターとして、ガスライターのボタンガス、あれを吸う子どもがたくさん出てきまして、そういう中でこういった噴射剤に入ったときに、過去にそういう事故とか、それを吸うとか、そういった事故の例はあるんでしょうか。

中垣基準審査課長 亜酸化窒素ガスそのものを吸って中毒になった事例というのは、数例報告されていると承知いたしております。

ただ、いわゆるホイップクリームの噴射剤として缶入りの状態で出されたときに、同じような中毒症状が起きるかどうかというのは、先ほど申し上げました私どもの薬事・食品衛生審議会の調査会の中でも数回にわたって議論をさせていただいておりますし、ホイップクリームから亜酸化窒素が少しでも分離してくるのか、最初にシュッと吹き出すときに出てくる、この少しを幾つもの缶にわたったときにどうなるのかというようなことも含めて、資料にまとめさせておりますので、是非専門調査会の中で、また御議論いただければありがたいと思っておりますが、私どもとしては、一応その問題というのは懸念されるような状況ではないというふうと考えて、今回お願いしているところでございます。

小泉委員 わかりました。

寺田委員長 よろしゅうございますか。それでは、どうもありがとうございました。

それでは、先ほど申し上げましたように、これらの件については専門調査会で検討してまいります。

( 外口参事官、中垣基準審査課長、南監視安全課長 退席 )

寺田委員長 それでは、次の議題といたしましては、9月に食品安全モニターから本委員会に寄せられました意見についての報告を、事務局よりお願いいたします。

藤本勧告広報課長 それでは、資料4をごらんいただきたいと思います。

9月初めに食品安全モニターを依頼したわけでございますけれども、9月中に早速36件ほどの報告がありまして、そこでいただいた意見につきまして御報告するというところでございます。

報告を便宜的に整理いたしますと、食品安全委員会の活動関係で2件ほど、評価の関係で1件、リスクコミュニケーション関係、これは委員会関係以外にもリスク管理機関関係もございまして、10件ほどございます。あと、リスク管理等の関係で18件ほどあ

りました。

そのほか、4件とございますのは、直接食品の安全に関わるようなものではないようなものが4件ほどあったというものです。

具体的には、偽ブランド米の問題の指摘でございました。あと、危害情報で1件挙がっておりますけれども、これは地元の報道であった宮崎県での食中毒発生の件についてでございました。

以下に報告された意見についてまとめております。

リスク管理機関に係る意見につきましては、ここに書いてございますように、関係行政機関に送付し、広く今後の施策の参考にしていただくということをお願いしているところでございます。

以下では、安全委員会に係る意見につきまして、コメントを掲載して整理いたしました。

また、リスク管理機関に係る意見につきましては、関係行政機関の方からコメントがありましたので、それも併せて掲載しておるという形でまとめてございます。

まず、食品安全委員会関係の活動一般についてでございますけれども、期待ということだと思いますけれども、ここにございますように2件ございまして、1件目の方は後段の下の方でございますけれども、科学的データに基づく評価とか、あるいは正しい情報を提供してほしいといったようなこと。

次のページに移りますけれども、安全性の追及と表示の正確さといったような点で、これから重要だということで、委員会に期待しますというような御意見をいただいております。

委員会からのコメントということで、後段のように整理させていただいております。

食品安全基本法の施行に伴い設立された安全委員会に対して、安心して食べられることができるようリスク評価の適正な実施と、情報提供の推進等について御意見をいただきました。

今般成立した食品安全基本法は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識を理由の1つに掲げ、関係者の責務、役割を明らかにするとともに、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的として制定されましたということで、基本法の関係について、後のパラで簡単に御紹介しております。

「また」のところでございますけれども、科学的データに基づくリスク評価の実施を主たる任務とする食品安全委員会としては、リスク管理機関から要請を受けたものについて、

国民の健康への悪影響の未然防止の観点から、順次、迅速かつ適正なリスク評価を実施するとともに、国内外の科学的知見や危害情報の収集・分析、国民からの意見等に基づき、国民の健康への悪影響が生ずるおそれがあると認める場合には、委員会自らの判断によりリスク評価を実施するなど、食品の安全性の確保に努めていきます。

更に、審議は原則公開としており、評価結果、議事録等の審議についてはホームページを活用して情報提供しているところということをつけ加えさせていただいております。

3ページでございますが、2番目のリスク評価関係ということにつきましては、遺伝子組換え食品の安全性確認ということで、従来の作物と実質的には同等との考えに立脚し、食品の安全性評価指針がつけられているけれども、一番最後の方でございますが、化学構造式や、酵素、毒素の分析だけに頼るのではなく、人間に摂取させ安全性を十分確認の上、流通を許可すべきだと思いますといった御意見が1件ございました。

委員会からのコメントということでございますけれども、遺伝子組換え食品の安全性を評価する上で、重要な「実質的同等性」とは、遺伝子組換え技術で開発した食品の安全性評価に当たって、既存の食品を比較対象として用いることができるとする考えです。この考え方に基づき「実質的同等」と見なせる遺伝子組換え食品については、遺伝子組換えによる意図的、もしくは非意図的な影響について詳細な評価が行われることとなります。

この考え方は、90年代からOECDでの合意の後、WHO、FAOやコーデックス委員会で認められており、今日、国際的に用いられております。

遺伝子組換え食品の安全性審査については、これまで厚生労働省の薬事・食品衛生審議会において行われてきましたが、本年7月の食品安全委員会の発足に伴い、今後は、同委員会、そして同委員会内に設置された遺伝子組換え食品等専門調査会において行われることとなっております。

現在、同専門調査会では、御指摘の点も含め、各方面の御意見を踏まえながら、遺伝子組換え食品等の安全性の審査を行っていく上で必要となる基準づくりを最新の科学の成果に基づいて行っているところですので、取組を御紹介しております。

3番目にリスクコミュニケーション関係ということで、まず、官公庁ホームページの充実希望ということで、緊急事態が発生した場合など、マスコミの情報源であり、信頼性の高い官公庁のホームページ上での発表がより充実されることを望みますといったような意見。あと、リスクコミュニケーションの推進が大切だとか、情報の開示等々御意見をいただいております。

この点につきましては、食品安全委員会とともに各省からもいただいておりますけれど

も、5 ページの下のところでございますが、食品安全委員会からのコメントということで、食品安全委員会は、リスクコミュニケーションの推進に積極的に取り組んでいくこととしているということで、先ほども少し触れさせていただいておりますけれども、委員会は原則公開とし、議事録やリスク評価の結果などを委員会のホームページに掲載しております。

また、迅速かつ内容の充実とか、あるいはわかりやすく、だれでも理解できるような情報公開という御指摘がございましたので、リスク評価の結果などについては、可能な限り速やかに、わかりやすい説明も併せて掲載するよう努めていきます。

次のページでございますけれども、このほか、各種意見交換会とか、あるいは関係省庁との連携によりますところの意見交換会などを積極的に実施することを通じて、引き続きリスクコミュニケーションの推進を行っていくこととしておりますことと、食の安全ダイヤルの点を触れてございます。

7 ページでございますが、リスク管理等関係のものにつきましても、以降のように整理させていただいております。参考までに、どのような意見があったかということだけ簡単に紹介させていただきますと、規格基準関係では、添加物の関係とか、あるいは2 番目に家畜用抗生物質の関係、あと生鮮食品の安全、鮮度の関係の御指摘がございました。

8 ページでございますけれども、食品衛生管理では、その監視の指導強化といったこと。

9 ページでございますが、自主検査規定の義務づけを行ってはどうかといったこと。小売店での一般食品について、食品管理をしっかりしてほしいと、検査をしてもらったらどうかというふうな指摘、この点については適宜しておるようでございますが、そういう指摘です。

あとは、食中毒が起こった後の指導・監督の関係の指摘がございました。

10 ページでございますけれども、食品表示の関係では、一元化等の関係、あと後段ですけれども、食物アレルギーの表示に関して、調理済みの食品とか、外食店での表示の関係の御指摘。

11 ページでございますけれども、ホルマリン使用フグの表示の問題等がございました。

そのほか、11 ページから 12 ページにかけて、人づくりの関係とか、あるいはおいしい水など、水の安全の問題といったような御指摘をいただいております。

以上が、9 月にいただいたモニターからの報告でございます。

併せて、資料 5 の方をごらんいただければと思います。

実は、前回の委員会で、同じくモニターに対してアンケート調査を行った結果を御報告させていただきました。

ただ、その中で、申し訳ございませんでしたけれども、幾つか集計上の誤りがありましたので、御報告させていただきます。

ここに正誤表という形で付けておりますけれども、大きなものでは問5でその他というところの係数が15.7%だったということでございましたけれども、実はそれは6.4%であったといったようなこと。

あと、問6の関係で、計数が0.2%強ずつずれておったといったこと。

それと、問21でございますけれども、緊急時の発生時の情報の問合わせ先として、小売店が27.7%と挙がっておりますけれども、それはちょっとカラムがずれておまして、4.0%と、隣人、友人といったものが4.0%が6.4%であったと、その他の6.4%が9.5%だったという誤りがありました。

併せて誤植等もございましたので、それを修正してきれいに訂正したものを、現在、ホームページに掲載しておるという状況でございます。

以上、私からの報告を終わらせていただきます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御意見とか、コメントとかございますか。

これは、この間も聞きましたけれども、特別、食品に興味をもった方々というんですか、食品安全モニターの方の御意見なので、是非そうではない方の御意見もまたやってください、大変でしょうけれども、これだけでは一般の国民全体の意見を代表しているとは必ずしも限らないものです。昨日も実は日本学術会議に行って、「食の安全」ということで参加させていただいたんですけれども、結構スピーカーの中でもホームページを見られて、こういう事実認識にギャップがあるといっていました。例えばここにあるもの、元のものを持っていないから細かいことはわかりませんが、発がん性の可能性が高いと感じることは、たばこというのは90%で結構なんだけれども、農薬とか、公害が60~70%の人にあるというのは、この集団の方でもそういうふうには思っていますが、一般の国民だとどうだろうか、あるいはたばこをどういうふうには考えているのかなというようなことを、既にホームページを見て、いろんな人が関心を持っておられます。大事だと思いますので、やっていただければと思います。

藤本勸告広報課長 前回もちょっと申し上げましたけれども、国政モニターの方にまた調査をしたいと思います。適宜。

寺田委員長 昨日の日本学術会議では、リスクコミュニケーションの話の一つとしてしゃべってきました。委員会からも寺尾先生だとか、事務局からも西郷さんなんかも出られ

ていました。やはりどういう場面でも食の安全に関する認識ギャップをどう直していくかというのは、即効薬はないんですけれども、地道にいろいろとやっていくよりしょうがないなという当たり前の話みたいになってきました。日本学術会議のような非常に、非常とは言わないけれども、ニュートラルと考えているようなところで、しかも第1部の文系から医学の第7部まで、全部の方が興味を持っておられるというのは、1つのオーガナイゼーションとしては、媒体としては悪くないと思うんです。科学だけではなく、文学、社会学、それからそういうコミュニケーションをどういうふうにするかということなんか興味を持っておられるみたいだったものですから、いろんなところで、できるだけこの委員会としても食品の安全に関する情報を正確に、わからないところはわからないというふうに提供する機会を持ってやることは大変大事だと思いました。ちょっと昨日は時間が短いと非難した方もおられ、私がオーガナイズしたわけではないんですけれども、やはりディスカッションの時間をたくさん持つように努力すべきと思いました。

それから、この委員の先生は、山梨へ寺尾先生が行かれたり、それから埼玉は寺尾先生と小泉先生が行かれたり、それから本間先生は、食品表示の地域フォーラムですか、そういうところへ出られたりしていますので、何かそこでしゃべったり、いろんなことで気がついたことがあったりしましたら、是非この委員会でも言っていただければ有難いと思います。また書かないと忘れてどこかへ消えてしまいますので、またそれをこちらで使うというとおかしいですけれども、それを参考にさせていただくとか、いろんなことがあると思いますので、よろしく願いいたします。

何かほかにございますか。どうぞ。

坂本委員 ちょっと次元の低い話なんですけれども、このモニターの各方々は、かなりレベルの高い人たちだと思うんです。選抜、選別もされて、何百人の中から選ばれた人で、非常にレベルの高い回答が出てきているんですが、書いた人の意見を聞くと、質問がわからなくて答えにくいと。

例えば、今、委員長が御指摘になりましたように、どれが一番がんのリスクだと思いませんかというのが並べてあって、その下に、そうではない場合は理由を書きなさいというような欄があったそうですが、すべてではありませんけれども、非常に答えるのに難しいというような意見が聞かれましたので、今度一般の人々にこういったアンケートをお出しになるときは、回答しやすいような設問というのが非常に大事だと思います。

それと、アンケートというのは、自分でやってわかるんですが、自分に利のあるような回答をつくることは非常に簡単ですし、悪い方にしようと思えば、いかようにも悪くでき

る回答が出てくるという意識があるので、十分にお考えになって、こちらびいきだけのようになりたないようにしないと、批判的に見る人の目から見れば、これはちょっと斜めから見てあるというような意見がないとも限らないと思いますので、立案されるときに十分勘案していただきたいと考えました。

寺田委員長 それと、今、言われたこととちょっと関係していることで、言葉の説明のものをつくるとか、あれはどうなりましたか。

藤本勸告広報課長 今、作業を行っており、大体たたき台みたいなものはできています。これをさらに整理していきたいところです。

寺田委員長 やはり、言葉がどうもわからないという方が、言葉自身もですね、そういうことがありますので、やる必要があるでしょう。

ほかに何かございますか。

それから、ちょっと時間があるというわけではなくて大事な問題で、B S Eの問題で第8例が出て、昨日は農水省の方が来られまして、昨日の3時半からありました第20回のB S Eに関する技術検討会での内容を説明していただきまして、特別なことは新聞なんかで報道されているとおりなんですけれども、何かそれ以外に別の情報とかありますか、余りないですかね、聞いておられませんですね。

そういうことで、いろいろと管理の方との情報を密にしながらB S Eのことをフォローしていく必要があると思います。

今、イタリアで2例、ちょっとバンドが違うものとか、フランスもあるとか、そういうようなことで、国際的にも、どちらかというとなんか学問的な問題が主なんだろうと思いますけれども、これから検討していくんだらうと思いますので、いろいろと新しい情報を得ることが重要です。管理側の対処をきちんとやっていくように、勿論ずっとやっておられますけれども、見ていく必要があると思っております。

何か、そのほかございますか。

それでは、ないようでしたら本日の委員会の議事は終了いたします。これをもって安全委員会は閉会といたしますが、次回の委員会につきましては、10月30日14時から開催いたします。

今、いろんなものを投げかけていて、こちらの専門調査会でいろいろ評価をやっているところなので、ここまでまだ上がってきてないというのが実情ですね。

村上評価課長 そのとおりです。

寺田委員長 そういう評価結果とかに関しては、まだ議論するものが余りないというこ

とです。

それから、ここに書いておりますのは、明日の 14 時から遺伝子組換え食品等の評価基準設定に関する意見を聞く会ということをやります。この委員会としても、遺伝子組換え食品等の評価基準をつくるというところで、専門調査会がやってくださるわけですが、その基準ができた後にパブリックヒアリングをするのではなく、それも当然やりますけれども、やる前にパブリックヒアリングのようなことを、いろんな方の御意見を前もって聞くということが大事だと思いますので、そういうことをやると。

10月27日月曜日 14時から農薬専門調査会、10月28日火曜日 14時からはリスクコミュニケーションの意見交換会が三田の共用会議所で、これはつい最近までコーデックスの議長だったビリーさんが中心になりまして、リスクコミュニケーションの意見交換会を行うということで、10月29日水曜日は10時から添加物の専門調査会、14時からは企画専門調査会がそれぞれ開催されますので、お知らせ申し上げます。

以上であります。

どうも今日はありがとうございました。